

(案)
役務契約書(単価契約)

1. 業 務 名 米代西部森林管理署 官用自動車点検等業務
2. 業 務 場 所 米代西部森林管理署
3. 業 務 内 容 別紙「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
4. 契 約 車 両 別紙「自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」のとおり
5. 履 行 期 間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
6. 業務請負予定金額

金	円
〔 うち	〕
自動車重量税	金307,600円
自賠責保険料	金264,090円
消費税	金 円
7. 契 約 単 価 別紙「官用自動車点検等業務 内訳書」のとおり
8. 契約保証金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者	秋田県能代市御指南町3番45号 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久
受注者	

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙「自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表」(以下「一覧表」という。)に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、受注者は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備(消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。)については、受注者が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 受注者は、一覧表内の車両引渡場所より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書(内訳書)における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第48条に基づく自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル(部品)代金を含むものとする。エンジンオイルについては、API規格(ガソリン車についてはSG以上の品質を、ディーゼル車についてはCF-4以上の品質を基準とする。)のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は1台当たり5リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員と受注者による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

(1) 受注者は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

(2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の受注者の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を受注者と締結するものとする。

4 保証

受注者は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと受注者が認めたときは、その不具合箇所を受注者の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、受注者の発行する整備保証書による。

5 業務の完了及び検査、代金の請求及び支払

- (1) 受注者は、業務の一部もしくは全部が完了した場合は、車両を引渡し、別冊「東北森林管理局役務契約約款」第17条に基づき別冊「通知書」を発注者に通知しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (3) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を受注者に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、受注者に返送した場合には、分任支出負担行為担当官等がその返送した日から受注者の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

受注者は、車両の返還に当たっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

官用自動車点検等業務 内訳書

件名(項目)			数量	単位	単価	金額
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで 2年(13年未満)	4	台	24,600	98,400
		車両重量1.5トンまで 2年(13年経過)	4	台	34,200	136,800
		車両重量2トンまで 2年(13年未満)	1	台	32,800	32,800
	軽自動車(自家用)	検査対象車 2年(13年未満) エコカー減税適用外	4	台	6,600	26,400
		検査対象車 2年(13年未満) エコカー減税適用	1	台	5,000	5,000
		検査対象車 2年(13年経過) エコカー減税適用外	1	台	8,200	8,200
自動車重量税計(A)			15	台		307,600
自賠償保険料	乗用自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	9	台	17,650	158,850
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	6	台	17,540	105,240
自動車損害賠償責任保険料計(B)			15	台		264,090
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	8	台		
		乗用車(車両重量2トンまで)	1	台		
		軽自動車 検査対象車	6	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用車(車両重量1.5トンまで)	8	台		
		乗用車(車両重量2トンまで)	1	台		
		軽自動車 検査対象車	6	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	8	台		
		乗用車(車両重量2トンまで)	1	台		
		軽自動車 検査対象車	6	台		
	車内及び外回り清掃		15	台		
	保安検査確認		15	台		
	継続検査代行		15	台		
	エンジンオイル交換		15	台		
	エンジンオイル15台分(1台当たり5Lを想定)(単価は1L当たり)		75	L		
継続点検(車検)計(C)			15	台		
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用車(車両重量1.5トンまで)	4	台		
		乗用車(車両重量2トンまで)	3	台		
		軽自動車	2	台		
	車内及び外回り清掃		9	台		
	エンジンオイル交換		9	台		
	エンジンオイル9台分(1台当たり5Lを想定)(単価は1L当たり)		45	L		
定期点検(12ヶ月点検)計(D)			9	台		
引き取り納車手数料(E)			24	台		
継続点検・定期点検・引き取り納車手数料計(F)=(C)+(D)+(E)						
消費税抜金額(G)=(A)+(B)+(F)						
消費税(小数点以下切り捨て)(H)=(F)×0.10						
合計(I)=(G)+(H)						

自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表

No.	車両受渡場所	登録番号	車台番号	型 式	車 名		燃料の種類	自賠責保険期間		車検対象車両	自動車重量税 (該当車両重量) (24ヶ月)	自賠責保険料 (本土 24ヶ月)	自動車重量税	自賠責保険料	取得年度	登録・交付年月日	車検満了日	車検実施予定月 定期点検又は	継続点検 (車検)						定期点検	車内及び外回り清掃	エンジンオイル交換	備考
					メーカー	車種		自	至										基本点検技術料	エンジン下廻り スチーム洗浄	下廻り防錆塗装	保安検査確認	継続検査代行	基本点検技術料				
1	米代西部署	秋田480と4780	DR17V-572515	5BD-DR17V	ニッサン	クリッパー	ガソリン	R5.12.12	R7.12.12	○	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車	6,600	17,540	R3	R3.11.12	R7.11.12	R7.11	○	○	○	○	○		○	○		
2	米代西部署	秋田480と4781	DR17V-572502	5BD-DR17V	ニッサン	クリッパー	ガソリン	R5.12.12	R7.12.12	○	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車	6,600	17,540	R3	R3.11.12	R7.11.16	R7.11	○	○	○	○	○		○	○		
3	米代西部署	秋田501め8578	A210S-0010586	5BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5.12.17	R7.12.17	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	24,600	17,650	R2	R2.11.18	R7.11.17	R7.11	○	○	○	○	○		○	○		
4	米代西部署	秋田501め8445	A210S-0010605	5 BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5.12.12	R7.12.12	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	24,600	17,650	R2	R2.12.25	R7.11.19	R7.11	○	○	○	○	○		○	○	(治山車両)	
5	米代西部署	秋田501め8446	A210S-0010611	5 BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5.12.12	R7.12.12	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	24,600	17,650	R2	R2.12.25	R7.11.21	R7.11	○	○	○	○	○		○	○		
6	米代西部署	秋田300ゆ9178	NT32-586304	DBA-NT32	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R5.12.19	R7.12.19	○	自家用 乗用車(2 t)	自家用 乗用自動車	32,800	17,650	H30	H30.11.19	R7.11.28	R7.11	○	○	○	○	○		○	○		
7	米代西部署	秋田480つ6780	DR17V-428216	HBD-DR17V	ニッサン	クリッパー	ガソリン	R5.11.23	R7.12.23	○	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車	6,600	17,540	R1	R1.12.20	R7.11.30	R7.11	○	○	○	○	○		○	○		
8	米代西部署	秋田300や6960	NT32-078558	DBA-NT32	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R7.1.13	R9.1.13		自家用 乗用車(2 t)	自家用 乗用自動車			H29	H29.12.20	R8.12.12	R7.12						○	○	○		
9	米代西部署	秋田580や9100	LA260S-0024762	DBA-LA260S	ダイハツ	キャスト	ガソリン	R7.1.9	R9.1.9		自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			H29	H29.12.14	R8.12.12	R7.12						○	○	○	※コキー一歳脱離済車	
10	米代西部署	秋田501と9499	J210G-2000280	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R6.1.5	R8.1.5	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	34,200	17,650	H24	H24.8.10	R7.12.13	R7.12	○	○	○	○	○		○	○	13年経過	
11	米代西部署	秋田501と9485	J210G-2000279	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R6.1.5	R8.1.5	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	34,200	17,650	H24	H24.8.10	R7.12.20	R7.12	○	○	○	○	○		○	○	13年経過	
12	米代西部署	秋田480に2505	S710B-0004362	5BD-S710B	スバル	サンバー パン	ガソリン	R6.1.11	R8.2.11	○	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車	5,000	17,540	R5	R6.1.11	R8.1.10	R7.12	○	○	○	○	○		○	○	※コキー一歳脱離済車	
13	米代西部署	秋田480て7304	DA17V-503133	HBD-DA17V	スズキ	エブリイ	ガソリン	R7.2.18	R9.2.18		自家用 軽自動車	自家用 軽自動車			R2	R3.1.18	R9.1.17	R8.1						○	○	○		
14	米代西部署	秋田501て1973	J210G-0009089	ABA-J210G	ダイハツ	ビーゴ	ガソリン	R7.2.28	R9.2.28		自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車			H23	H23.9.1	R9.1.31	R8.1						○	○	○	13年経過	
15	米代西部署	秋田300ひ3045	SHJ-003432	DBA-SHJ	スバル	フォレスター	ガソリン	R6.2.7	R8.2.7	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	34,200	17,650	H22	H23.1.13	R8.2.1	R8.1	○	○	○	○	○		○	○	13年経過	
16	米代西部署	秋田301き4937	NT32-314091	DBA-NT32	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R7.3.26	R9.3.26		自家用 乗用車(2 t)	自家用 乗用自動車			R1	R2.2.26	R9.2.25	R8.2						○	○	○	(治山車両)	
17	米代西部署	秋田502き4680	A210S-0018249	3BA-A210S	ダイハツ	ロッキー	ガソリン	R5.3.3	R8.4.3	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	24,600	17,650	R4	R5.3.6	R8.3.5	R8.2	○	○	○	○	○		○	○		
18	米代西部署	秋田501ゆ3856	MN71S-215919	4AA-MN71S	スズキ	クロスビー	ガソリン	R7.4.7	R9.4.7		自家用 乗用車(1.0 t)	自家用 乗用自動車			R3	R4.3.7	R9.3.6	R8.2						○	○	○		
19	米代西部署	秋田501ゆ3857	MN71S-215967	4AA-MN71S	スズキ	クロスビー	ガソリン	R7.4.7	R9.4.7		自家用 乗用車(1.0 t)	自家用 乗用自動車			R3	R4.3.7	R9.3.6	R8.2						○	○	○		
20	米代西部署	秋田301せ9634	HNT32-192738	5AA-HNT32	ニッサン	エクストレイル	ガソリン	R7.4.11	R9.4.11		自家用 乗用車(2 t)	自家用 乗用自動車			R3	R4.3.11	R9.3.10	R8.2						○	○	○		
21	米代西部署	秋田300ひ4532	SHJ-005040	DBA-SHJ	スバル	フォレスター	ガソリン	R6.4.10	R8.4.10	○	自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車	34,200	17,650	H22	H23.3.14	R8.3.15	R8.2	○	○	○	○	○		○	○	13年経過	
22	米代西部署	秋田300は3161	SH5-047781	DBA-SH5	スバル	フォレスター	ガソリン	R7.4.15	R9.4.15		自家用 乗用車(1.5 t)	自家用 乗用自動車			H21	H22.3.24	R9.3.23	R8.3						○	○	○	13年経過	
23	米代西部署	秋田480と7211	DG63T-567014	EBD-DG63T	マツダ	スクラムトラック	ガソリン	R6.4.16	R8.4.16	○	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車	8,200	17,540	H21	H22.3.23	R8.3.24	R8.3	○	○	○	○	○		○	○	13年経過	
24	米代西部署	秋田580ほ258	S331N-0002731	ABA-S331N	スバル	サンバー	ガソリン	R6.4.27	R8.4.27	○	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車	6,600	17,540	H26	H27.3.27	R8.3.26	R8.3	○	○	○	○	○		○	○		